

令和6年7月相模原市教育委員会定例会

○日 時 令和6年7月12日（金）午前9時30分から午前10時45分まで

○場 所 教育委員会室

○日 程

1. 開 会

2. 会議録署名者の決定

3. 議 事

日程第 1（議案第29号） 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価
について（教育局）

日程第 2（議案第30号） 相模原市立学校体育施設使用料条例施行規則の一部を改
正する規則について（市民局）

4. 報告案件

日程第 3（報告第19号） 相模原市子どものいじめに関する調査委員会の活動状況
等について（学校教育課）

日程第 4（報告第20号） 相模原市子どものいじめに関する審議会の活動状況等に
ついて（学校教育課）

日程第 5（報告第21号） 相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会の活動状況等
について（学校保健課）

日程第 6（報告第22号） 相模原市立小中学校等結核対策委員会の活動状況等につ
いて（学校保健課）

○出席者（6名）

教 育 長 鈴 木 英 之

教育長職務代理者 小 泉 和 義

委 員 平 岩 夏 木

委 員 岩 田 美 香

委 員 宇田川 久美子

委 員 白 石 卓 之

○説明のため出席した者

教育局長	河崎利之	学校給食・規模適正化 担当部長	有本秀美
学校教育部長	農上勝也	生涯学習部長	鈴木秀太郎
教育局参事 兼教育総務室長	沖本健二	教育総務室総括副主幹 (総務企画班)	的場秀剛
学校教育課長	三谷将史	学校教育課課長代理	安藤隆則
学校教育課総括副主幹 (人権・児童生徒指導班)	西内一裕	学校教育課指導主事	中里勝也
学校教育課指導主事	渡辺基広	学校保健課長	丸小野美紀
青少年相談センター所長	折原奈帆	青少年相談センター総括副主幹 (教育支援班)	松原弘和
スポーツ推進課長	加藤千恵子		

○事務局職員出席者

教育総務室主査	栗原明伸	教育総務室主任	阿部恵理
---------	------	---------	------

□開 会

◎鈴木教育長 ただいまから、令和6年相模原市教育委員会7月定例会を開会いたします。

本日の出席は6名で定足数に達しております。

本日の会議録署名につきましては、白石委員と私、鈴木を指名いたします。

○折原青少年相談センター所長 前回定例会において報告いたしました、報告第18号、

「相模原市教育支援委員会の活動状況等について」の質疑応答の中で、回答が保留となっていたものがございますので、お答えいたします。

委員からの令和5年度教育支援委員会での学びの場及び支援の協議、審議の結果の内訳件数の質問につきまして、合計311件のうち特別支援学級と判断されたのは265件、通常の学級は10件、特別支援学校は32件、医療的ケアの実施の判断は4件となっております。

◎鈴木教育長 この件は、よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎鈴木教育長 それでは、日程に入ります。

はじめに、お諮りいたします。

本日の会議の日程3、報告第19号、「相模原市子どものいじめに関する調査委員会の活動状況等について」は、会議規則の規定により公開しない会議として取り扱うことにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎鈴木教育長 では、ご異議ございませんので、本日の会議のうち、日程3については、公開しない会議といたします。

なお、公開しない会議とする案件は、会議の最後に審議することといたします。

□教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

◎鈴木教育長 それでは日程に入ります。

日程1、議案第29号、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

○河崎教育局長 議案第29号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、ご説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について、点検・評価を行い、その結果を報告書として作成し、市議会に提出するとともに、公表することと規定されています。

本議案は、同法の規定に基づき、令和5年度の点検・評価結果報告書について、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の規定により提案するものです。

なお、本報告書は、教育委員会でご議決いただいた後、8月26日に開かれる市議会9月定例会議へ提出するとともに市ホームページへの掲載等により、公表する予定です。

報告書の詳細につきましては、教育総務室長からご説明させていただきます。

○沖本教育総務室長 それでは、お手元の「令和6年度相模原市教育委員会点検・評価結果報告書」に基づき、ご説明いたします。

1ページ、2、学識経験者の知見の活用ですが、本年度も引き続き、上智大学の酒井朗教授、明星大学の星山麻木教授、RE Learningの秦野玲子代表の3名の学識経験者からご意見をいただいております。

2ページをご覧ください。

令和6年度につきましては、(2)の表のとおり17の施策について、点検・評価を行いました。

10、11ページをご覧ください。

令和6年度の点検・評価の対象となっていない目標も含め、全ての成果指標の状況を掲載しています。

続きまして、点検・評価結果の概要をご説明させていただきます。

はじめに、12ページ、目標1「未来を切り拓く力の育成」ですが、成果指標①「自分には良いところがあると思う児童生徒の割合」の数値が目標値を上回り、児童生徒の自己肯定感の向上につながっています。

13ページの成果指標②「将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合」につきましても、事業所での職場体験の再開など、人と人とが交流できる機会を増やしたことにより、意欲が高まり、増加傾向にあります。

14ページの成果指標③「学習調査における目標値を達成する児童の割合」は、昨年と比べて減少していますが、全国との差は年々縮まってきており、基礎学力の定着が図られ

ています。

16 ページの評価ですが、成果の総評として、キャリア教育について、研修等を通じて教員の共通理解を図るとともに中学校区の目指す子ども像の実現に向けた授業づくりを推進することができたことや、幼保小による連携体制の構築を図るとともに、児童生徒の現状を踏まえた系統的な指導や軸となる取組を実践するなど、小中一貫の取組を充実させることにより、子どもたちの自己肯定感や学ぶ意欲を育むことができたこと、また、学習調査や多層指導モデルMIMを活用し、アセスメントと指導を一体的に実施することで、一人ひとりに応じた支援を充実させ、基礎学力の定着を図ることができたと捉えています。

19 ページをご覧ください。

学識経験者からの意見では、「5つの施策に精力的に取り組まれ、多くの成果を達成している」との評価をいただきましたが、「豊かな心を育む教育の推進においては、体験活動や文化活動について教員の多忙化解消に配慮した持続可能な運営方法を検討する必要がある」、また、「ICT教育や健康的な体づくりにおいては、より幅広く取組を進める必要がある」などのご意見をいただいています。

これらを踏まえた今後の方向性といたしましては、文化活動の在り方の検討やICTの活用方法の工夫、食に関する指導の充実を図るなどとしています。

続きまして、28 ページ、目標3の施策11「不登校やいじめなどへの対応」についてです。

成果指標①「人の得意なことや苦手なことを、その人らしさとして認めることができると思う児童生徒の割合」は目標値を達成し、更に増加傾向にあります。

キャリア教育の推進とともに、指導主事による人権研修などにより、職員の人権意識を高めていくことで、児童生徒の多様性の理解や人権意識の醸成につながったと捉えています。

29 ページの成果指標②、「困ったことや悩みを相談できる人がいると思う児童生徒の割合」も策定時から毎年増加しています。

スクールソーシャルワーカーについては、増員や、拠点巡回校型配置校数の増加により、より相談しやすい環境が整ったことで、29 ページ下段の表にありますとおり、相談件数も増加しています。

30 ページの評価ですが、教職員や児童生徒に対し、青少年教育カウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用の仕方や学校相談室の紹介等を行うことで、より効果的に活

用し早期支援につなげたこと、教職員がいじめの定義を正しく理解し、早期発見できたことにより、早期対応につなげることができたことなどを成果と捉えています。

31ページをご覧ください。

学識経験者からの意見では、「人権についての取組や青少年教育カウンセラーやスクールソーシャルワーカーの充実などは評価できる」との評価をいただいた一方、「不登校やいじめの実態についての全市的な共通理解」や「不登校児童生徒の実態調査」、「学びの多様化学校の検討」の必要性についてのご意見をいただいています。

これらを踏まえ、今後の方向性といたしましては、引き続き、スクールソーシャルワーカーの全中学校区への配置を進め、相談体制の充実に取り組むとともに、校内登校支援教室の拡充等を検討するとしています。

続きまして、34ページの目標4「生涯にわたって学び生かす学習機会の提供」についてです。

成果指標①「学習機会があると思う市民の割合」及び35ページの成果指標②「学習成果を生かしている市民の割合」は令和3年度から4年度にかけて減少傾向にありましたが、令和5年度は増加に転じており、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことで、学習機会に対する意識が高まってきたものと捉えています。

36ページ、成果指標③「生涯学習・社会教育施設等の利用に関する成果指標」は、5類移行に伴い、公民館や博物館については、コロナ禍前の水準に戻りつつありますが、図書館や文化財関連施設は横ばいの傾向となっています。

38ページの評価ですが、成果の総評として、各施設において、ICTを活用した事業の実施や、市民向けのパソコン・スマートフォン講習会、デジタルアーカイブの構築に向けた収蔵資料のデジタル化など新しい生活様式に対応した学習機会を提供するための環境整備を進めることができたことや、社会的課題に対応する事業として、公民館における父子参加型講座や生涯学習センターにおける障害者を対象とした事業などを実施することができたこと、各施設が連携した取組を行うことができたことなどが成果と捉えています。

41ページをご覧ください。

学識経験者からの意見では、「それぞれの施設が特徴を活かした事業を工夫して実施し、参加者を増やすために取り組んでおり、市民の施設等の利用や学習機会への関心が再び高まってきていることに希望が持てる」との評価をいただいた一方、「対面とオンラインの良さを組み合わせる」ことや「SNSを効果的に活用する」ことの必要性について、ご意

見をいただいています。

これらを踏まえ、42ページ、今後の方向性といたしましては、多様で質の高い学習機会を提供するとともに、目標値の達成に向けた効果的な方策を引き続き検討することや、対面では参加が難しい方への学習機会の提供のためICTの活用を推進するほか、学習機会に関する情報発信については、情報媒体を有効活用するとともに、各SNSの特性に合わせて発信するとしています。

続きまして、目標7「学びを通じた絆づくり・地域づくりの促進」についてです。

51ページ、成果指標①「公民館をはじめとした社会教育事業の運営に新たに携わった市民の人数」は、策定時より毎年500人程度増加しています。

52ページ、成果指標②「文化財活用事業へのボランティア参加者数」は、令和元年度以降中止していた「旧石器ハテナ館まつり」をボランティア団体と協働で開催するなど、活躍の場が広がり、令和4年度に目標値を達成しました。

53ページの評価ですが、成果の総評として、多くの市民の参画によって各施設の事業が運営され、住民主体の事業を展開することができたことや、養成講座の受講者によるボランティア団体が発足するなど、地域の担い手の育成につながる事業を展開することができたことなどが主な成果と捉えています。

54ページをご覧ください。

学識経験者からの意見では、「住民主体で運営する相模原の公民館の仕組みは全国に誇れるものである。この仕組みを存続させるため、工夫を重ねている」と評価をいただいた一方、「若い世代の参画」や、「多様な参加者や団体とつながりを作れるような事業運営の在り方の更なる検討と実践」についてご意見をいただきました。

これらを踏まえた今後の方向性といたしましては、若者をはじめ、多様な参加者や団体と社会教育施設のつながりづくりの契機となる事業を実施し、新たな担い手の確保につなげるとしています。

続きまして、60ページ、目標9「学校指導体制の充実」についてです。

成果指標①「教員が自分の良いところを認めてくれていると思う児童生徒の割合」は、策定時より毎年度増加を続け、目標値を達成しています。

61ページの成果指標②「1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1箇月の合計時間が45時間以内である教員の割合」は、年度ごとに増減はあるものの、増加傾向にあり、教員の負担軽減を図るために進めてきた様々な取組の効果が少しずつ現れてき

ていると捉えています。

62ページ、評価ですが、成果の総評として、学フェス、さがみはら大冒険、学DAYなどの人材確保に係る様々なイベント等を実施することにより、さがみはら教育を周知するとともに、さがみ風っ子教師塾を通じて、本市の教員志望者に必要な素地を養うことができたことや、人材育成指標に基づく研修により、教員の指導力など必要な資質・能力の向上を図ることができたこと、学校給食費の公会計化やスクール・サポート・スタッフの導入など、「学校現場における業務改善に向けた取組方針」に基づく取組により、教員の時間外勤務は全体的に減少傾向となっていることなどが成果と捉えています。

64ページをご覧ください。

学識経験者からの意見では、「2つの成果指標がいずれも策定時より大幅に数値が上昇したことは、取組が進んでいることを示している」との評価をいただいた一方、「働き方改革においては、一層の改革が求められる」とのご意見をいただいています。

これらを踏まえた今後の方向性といたしましては、教員の人材確保については、周辺大学と連携・協働した取組による継続的・安定的な採用制度の検討を行うほか、教員の働き方改革については、業務改善の取組が進んでいる事例をモデルケースとして示すなど、より効果的な働き方改革を推進するとしています。

続きまして、70ページ、目標11「学校安全の推進」についてです。

目標11については、成果指標はございません。

評価ですが、通学路交通安全プログラムに基づいた安全対策の実施や、令和6年度から開始しながら見守り活動及びスクールガード・リーダーの配置などの見守り活動の担い手不足解消のための事業を構築することができたこと、などが主な成果と捉えています。

71ページをご覧ください。

学識経験者からの意見では、「担い手不足の解消に向けて体制の強化にも努めている」と評価をいただいた一方、「生活安全や災害安全についても取組を強化していく必要がある」とご意見をいただいています。

今後の方向性といたしましては、ながら見守り活動の普及啓発を行い、地域の見守りの目を増やし、地域ぐるみで安全を見守る体制の構築に取り組むとしています。

続きまして、74ページ、目標12「生涯学習・社会教育の推進体制の充実」についてです。

成果指標①「社会教育士となった職員の人数」は、策定時より毎年度増加を続けており、

令和6年度に目標値を達成する見込みです。

75ページの評価ですが、各機関が研修方針に基づいて職員の研修を行い、基礎的知識や技術を学ぶ研修、各職場でのOJTを実施し、職務に必要な研修・支援体制を確保することができたこと、社会教育主事の資格を有する者による新任職員への研修や公民館職員相互の情報共有やつながりづくりのための情報交換会、国や県が主催する研修への派遣等により職員の資質及び能力の向上を図ることができたことなどが主な成果と捉えています。

学識経験者からの意見では、「研修に参加できる人数は限られることから、研修参加者が職員全体に研修成果を普及することが重要である」、「施設や部署を越えた研修の実施や在り方について検討が必要」といったご意見をいただいています。

これらを踏まえた今後の方向性といたしましては、引き続き計画的な研修を実施するほか、派遣研修参加者による伝達研修の実施による専門知識の共有や、司書や学芸員の人材育成計画の策定の検討を行うとしています。

点検・評価結果の概要は、以上でございます。

79ページから86ページには、令和6年度の点検・評価の対象となっていない施策の実施状況を掲載しています。

なお、今後についてですが、市議会提出に向け、総務局と調整し、表記や体裁等について整えさせていただきますので、あらかじめご承知おきいただきますようお願いします。

以上で、議案第29号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

◎鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

◎白石委員 来年度以降のお願いしたいことになりましたが、学識経験者から、かなり踏み込んだご意見をいただいていると思いますが、特に社会教育の部分に当たる、例えば54、55、75、76ページについて、ご意見に対する今後の方向性が薄いと感じるので、そのあたりをよく検討してほしいと思います。

○沖本教育総務室長 来年度以降反映させていただきます。

◎鈴木教育長 他に質疑、ご意見等ございませんか。

(「なし」の声あり)

◎鈴木教育長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第29号、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」を

原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第29号は可決されました。

□相模原市立学校体育施設使用料条例施行規則の一部を改正する規則について

◎鈴木教育長 次に、日程2、議案第30号、「相模原市立学校体育施設使用料条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

○加藤スポーツ推進課長 議案第30号につきまして、ご説明いたします。

本議案は、学校体育施設等開放事業において、屋内運動場の空調設備の供用を開始することに伴う使用料の計算方法及び納付に係る規定の追加及び津久井町及び相模湖町の編入に伴う経過措置から、相模原市立中野中学校の空調設備を除く規定の追加をいたしたく、提案するものでございます。

議案第30号関係資料、相模原市立学校体育施設使用料条例施行規則の改正の概要をご覧ください。

1、改正の内容、(1)使用料の計算方法に係る規定の追加(第2条関係)についてでございますが、学校屋内運動場の空調設備を使用する際の使用料の計算方法について、次のとおりとするものでございます。

ア、5月1日から10月31日までの使用時間の合計に950円を乗じた金額を使用料といたします。なお、各日1分未満の時間は切り捨て、合計時間の1時間未満の時間は切り上げることといたします。

イ、利用者から7月31日までに申出があった場合は、アの計算方法を5月1日から7月31日までの使用時間の合計と8月1日から10月31日までの使用時間の合計といたします。

ウ、令和6年度については、アの期間を7月20日から10月31日とし、イの期間をそれぞれ7月20日から8月31日及び9月1日から10月31日といたします。

(2)使用料の納付に係る規定の追加(第3条関係)についてでございますが、使用料を前納する場合で、納付期限の前にキャンセルした時には使用料の納付を要しない旨の規定を、使用料の納付が後納である空調設備の使用については適用しない規定を追加します。

(3)津久井町及び相模湖町の編入に伴う経過措置に係る規定の追加(附則第2条関

係)についてでございますが、津久井町及び相模湖町の編入に伴う経過措置から相模原市立中野中学校の空調設備を除くこととするものです。

2、施行期日でございますが、令和6年7月20日とするものでございます。

以上で、議案第30号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

◎鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

◎小泉教育長職務代理者 使用料の納期について、前期・後期に分けた理由と中野中学校の空調設備を除いた理由を詳しく教えてください。

○加藤スポーツ推進課長 使用料の納期を2つに分けた理由については、使用する時間によっては、5月から10月を合計するとかなり高額になってしまう団体も想定できることから、滞納防止及び負担のないようお支払いいただくことを考えまして、納期を分割したものでございます。

また、中野中学校の空調設備を除いた理由につきましては、津久井町及び相模湖町の合併に伴う規則の適用の中で、当面の間、相模原市立学校体育施設使用料条例施行規則を適用せず、旧町の規定を適用とする中で、空調設備の使用料は減免の対象外、空調設備を使用した場合には減免を適用せず、全て使用料を徴収するという内容になっているためです。

◎鈴木教育長 合計の考え方について、例えば、5月に1時間半、6月に1時間使用した場合は、累計すると2時間半なので、支払いは3時間分という考えでよろしいでしょうか。

○加藤スポーツ推進課長 おっしゃるとおりでございます。

◎岩田委員 2時間5分でも3時間分の使用料を支払うという考え方なのでしょうか。

○加藤スポーツ推進課長 2時間5分であっても、3時間分の使用料をお支払いいただくこととなっております。

◎白石委員 利用者は、自分たちが何時間何分使っているかどうか確認できるようになっているのでしょうか。

○加藤スポーツ推進課長 時間の計測方法は、スマートキーボックスを開けた時間を計測することになっているため、専用のアプリで確認することができます。

また、そういった機器の扱いが不慣れな方については、スポーツ推進課にお問い合わせいただければ、お答えすることも可能です。

◎鈴木教育長 他に質疑、ご意見等ございませんか。

(「なし」の声あり)

◎鈴木教育長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第30号「相模原市立学校体育施設使用料条例施行規則の一部を改正する規則について」を原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第30号は可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

なお、再開後の審議に係る職員以外は退室してください。

(休憩・10:04～10:05)

□相模原市子どものいじめに関する審議会の活動状況等について

◎鈴木教育長 休憩前に引き続き、会議を続けます。日程4、報告第20号、「相模原市子どものいじめに関する審議会の活動状況等について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

○三谷学校教育課長 報告第20号、相模原市子どものいじめに関する審議会の活動状況等について、ご説明申し上げます。

別紙をご覧ください。

1、設置目的等ですが、いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定に基づき、いじめの防止等のための実効的な対策について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議することでございます。

2、委員につきましては、裏面の委員名簿と併せてご覧いただきたいと存じます。

本審議会の構成員でございますが、令和6年3月27日教育委員会定例会、議案第19号でも説明いたしましたが、いじめの早期発見及びいじめへの対処の取組に対して、専門的な知識を有する委員の更なる参画を図る必要があると捉え、今回新たに、医師、法律に関し知識経験を有する者、子どもの発達及び心理に関し知識経験を有する者を追加しており、従来の学識経験のある者、市内の公益的活動を行う団体から推薦された者、市の住民、関係行政機関及び関係法人の職員と併せ、計12名でございます。

なお、市の住民につきましては、市民公募委員となっており、本年4月1日から5月14日まで公募を行い、5月28日の選考委員会において、選出したものでございます。

また、任期は2年で、令和6年6月20日から、令和8年6月19日までとなっております。

ます。

3、活動内容及び会議開催実績等につきましては、子どものいじめ防止等に関する施策の審議等のため、昨年度は2回、審議会を開催いたしました。

以上、相模原市子どものいじめに関する審議会の活動状況等について、ご説明申し上げました。

◎鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

◎白石委員 新しく、法律に関し知識経験を有する者、子どもの発達及び心理に関し知識経験を有する者に該当する方が加わったという認識でよろしいでしょうか。

○三谷学校教育課長 そのとおりでございます。

◎白石委員 そうしますと、委員の人数が増えたということでしょうか。

○三谷学校教育課長 委員の人数は増えておりません。これまでは委員に学校長が入っていましたが、学校長は審議を受ける側として会議に出席していただき、委員としては法律に関し知識経験を有する者や医師等を追加させていただいたところでございます。

◎鈴木教育長 よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎鈴木教育長 では、この件について、終了いたします。

□相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会の活動状況等について

◎鈴木教育長 次に日程5、報告第21号、「相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会の活動状況等について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

○丸小野学校保健課長 報告第21号、相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会の活動状況等についてご説明申し上げます。

別紙をご覧くださいと存じます。

相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会の設置目的でございますが、相模原市児童生徒等災害見舞金条例の規定による災害見舞金の贈呈について、教育委員会又は市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申することでございます。

委員の数につきましては10人以内、任期は2年で、2の(1)から(4)までの区分から教育委員会が委嘱し、又は任命することとなっております。

活動内容等についてですが、発生した災害について条例の規定や過去の前例等がない場合、特別見舞金の贈呈に関して教育委員会からの諮問を受け審議を行っております。

なお、平成2年度以降審議案件がないため、開催しておりません。

裏面の委員名簿をご覧いただきたいと存じます。

令和6年4月1日現在、相模原市医師会から推薦を受けました医師2名、相模原市歯科医師会から推薦を受けました歯科医師2名、相模原市PTA連絡協議会から推薦を受けました保護者2名、相模原市私立保育園・認定こども園園長会から指定された、星ヶ丘二葉園保護者会から推薦を受けました保護者1名、市立小中学校等の校長2名、保育所の園長1名、計10名の方に委員をお願いしております。

参考に、災害見舞金制度について簡単に説明させていただきます。

学校管理下において、児童生徒が負傷した場合などに見舞金を贈呈するもので、見舞金は、医療見舞金、障害見舞金、歯科見舞金、死亡見舞金、特別見舞金の5種類となっております。

令和5年度の贈呈件数は、医療見舞金41件、障害見舞金1件、歯科見舞金8件、死亡見舞金0件、特別見舞金0件でございました。

以上で、報告第21号についての説明を終わらせていただきます。

◎鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

◎小泉教育長職務代理者 前回の開催が平成2年3月29日とのことですが、こういった理由で開催されたのでしょうか。

○丸小野学校保健課長 小学校で行われた運動会の騎馬戦中に腕を怪我し、完治までに長期間を要することとなり、病院への付き添い等、保護者の負担が大きいということで、特別見舞金の贈呈について検討してほしいと学校から依頼があり、審査委員会を開催したものでございます。

◎鈴木教育長 他に質疑、ご意見等ございませんか。

(「なし」の声あり)

◎鈴木教育長 では、この件について、終了いたします。

□相模原市立小中学校等結核対策委員会の活動状況等について

◎鈴木教育長 次に日程6、報告第22号、「相模原市立小中学校等結核対策委員会の活動

状況等について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

○丸小野学校保健課長 報告第22号、相模原市立小中学校等結核対策委員会の活動状況等についてご説明申し上げます。

別紙をご覧いただきたいと存じます。

相模原市立小中学校等結核対策委員会の設置目的でございますが、市立小中学校等における結核対策といたしまして、児童生徒の感染防止と感染者の早期発見等を目的として実施する結核検診及び患者発生時の対策に関する事項について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議することでございます。

委員の数については、12人以内、任期は1年で、2の(1)から(6)までの区分から、教育委員会が委嘱し、又は任命することとなっております。

活動内容等についてでございますが、結核検診結果の審議等を行っておりますが、結核検診の結果、異常ありとされた児童生徒がない場合及び審議案件がない場合は開催しないものとしております。

令和5年度は、結核検診において異常ありとされた方はおらず、また、審議案件もなかったため開催しておりません。

裏面の委員名簿をご覧いただきたいと存じます。

令和6年4月1日現在、相模原市医師会から推薦を受けました医師4名、小中学校等の学校医2名、結核に関し専門知識を有する医師1名、相模原市保健所長、市立小中学校等の校長2名、市立小中学校等の養護教諭2名、計12名の方に委員をお願いしております。

参考までに、令和5年度の結核検診の実施状況を簡単に説明させていただきます。

精密検査の対象となった児童生徒は、小学校46名、中学校24名、合計70名です。

6月にX線巡回検査を実施しているほか、結核の高まん延国から転入してきた児童生徒に対して、随時でX線検査を実施しております。

以上で、報告第22号についての説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

◎鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

◎岩田委員 この委員会の任期が1年である理由を教えてください。

○丸小野学校保健課長 基本的に単年度で行っている健康診断の結果等を受けて審議いた

くため、任期を1年としております。

◎岩田委員 何期も委員をされている方が多いので、疑問に思いました。

◎鈴木教育長 支障がなければ変更しても良いと思います。

毎年の健康診断の中で結核の検査を行っているのでしょうか。スケジュールを教えてください。

○丸小野学校保健課長 例年、健康診断の時期である4月から6月までの間に保護者に結核問診票を記入していただき、その調査項目に該当したもの、また、各学校での内科医による検診の所見により該当としたものを対象としてX線検査を実施しております。

また、高まん延国から転入してきた児童については、随時、検査機関で受診していただいております。

◎鈴木教育長 昨年度は70名の方が受診し、結果は異常なしだったということでしょうか。

○丸小野学校保健課長 そのとおりです。

◎鈴木教育長 前は令和3年11月に委員会が開かれたということですが、この際は異常ありと診断された児童生徒がいたということでしょうか。

○丸小野学校保健課長 異常のあった児童生徒はいなかったのですが、保護者から書いていただく結核問診票と保健調査票の様式の見直しのために開催したものです。

◎白石委員 異常ありの児童生徒がいた場合には、今後の対応を検討するために開催する委員会という認識でよろしいでしょうか。

○丸小野学校保健課長 そのとおりです。

◎鈴木教育長 他に質疑、ご意見等ございませんか。

(「なし」の声あり)

◎鈴木教育長 では、この件について、終了いたします。

それではここで、前回定例会後の私の活動状況等について、ご報告いたします。

6月13日に令和7年度国の施策・制度に関する提案・要望について、文部科学省に訪問し、教員の働き方改革や空調設備などについて要望活動をしてまいりました。

6月17日には、相模原市保護司大会、6月22日には、尾崎行雄を全国に発信する会総会に出席いたしました。

7月6日に相模原市総合体育大会を視察したのですが、バトミントンが行われていた会場では、風が入らないよう窓を締め切っていたため、体育館内は非常に暑かったですし、一部他競技でもベンチにテントを設置していないなどの状況を目の当たりにして、酷暑対

策をしっかりとしなければ、子どもたちの学習環境を保てないと思いました。

そのほか、7月7日の大野台公民館の30周年記念式典に出席いたしました。

では、ここで次回の会議予定日を確認させていただきます。

次回は8月7日、水曜日、午前9時30分から第3委員会室で開催する予定でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎鈴木教育長 それでは、次回の会議は8月7日、水曜日、午前9時30分からの開催予定といたします。

ここで、暫時休憩いたします。

なお、再開後の審議については公開しない会議としますので、関係する職員以外の方は退室してください。

(休憩・10:25～10:30)

□相模原市子どものいじめに関する調査委員会の活動状況等について

(公開しない会議)

◎鈴木教育長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、定例会を閉会いたします。

□閉 会

午前10時45分 閉会